


所管部課	福祉部 福祉推進課	部長	吉 沢 寿 子	
件 名	東大和市介護サービス事業者等指導及び監査実施要綱の一部を改正する要綱について			
		区分	1 審議事項	<input type="radio"/> 2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則 東大和市介護予防・日常生活支援総合事業（第1号事業）の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する規則		
	部課機関	高齢介護課		
1. 要 旨				
<p>平成29年4月1日より介護予防・日常生活支援総合事業が開始されることに伴い、介護予防・日常生活支援総合事業の適正な運営の確保を図るため、厚生労働省老健局長通知「介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者等の指導監督について」に基づき、東大和市介護サービス事業者等指導及び監査実施要綱を改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正点 指導及び監査の対象事業者等に、「介護予防・生活支援サービス事業（第1号事業）」を追加する。</p> <p>(2) 施行日 平成29年4月1日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果 介護予防・生活支援サービス事業（第1号事業）に対する指導及び監査を実施することにより、介護予防・日常生活支援総合事業の質の確保及び第1号事業支給費の適正化を図ることができる。</p>				
2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)				
<p>平成28年4月1日 東京都介護サービス事業者等指導及び監査実施要綱の改正 平成28年5月1日 東大和市介護サービス事業者等指導及び監査実施要綱の制定</p>				
3. 留意事項 (問題点等)				
<p>介護予防・生活支援サービス事業（第1号事業）に係る指定及び処分に関する事務については、高齢介護課が行う。</p>				
4. 主管部処理案 (検討結果等)				
<p>庁議への報告後、速やかに要綱改正手続きを進めたい。</p>				
5. 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。